

## 建設工事入札参加資格の承継手続の見直しについて

静岡県の建設工事入札参加資格の合併等に伴う承継手続において、以下のとおり見直しました。

### 1 これまでの合併等に伴う入札参加資格承継手続

(1)消滅会社(入札参加資格あり)・存続会社(入札参加資格あり)

認定済みの入札参加資格の再審査(希望する場合)

(2)消滅会社(入札参加資格あり)・存続会社(入札参加資格なし)

新規申請

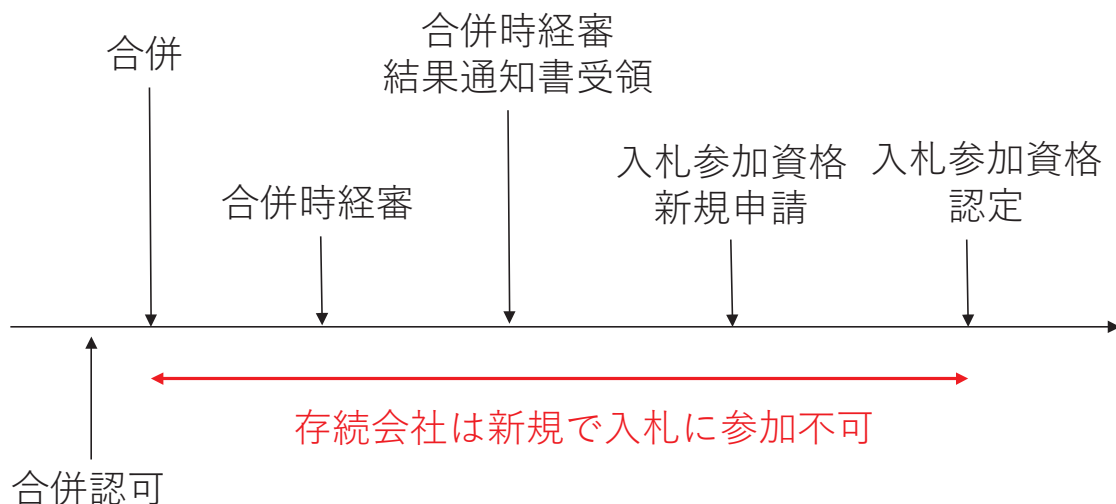
(3)消滅会社(入札参加資格なし)・存続会社(入札参加資格あり)

認定済みの入札参加資格の再審査(希望する場合)

### 2 経緯

上記1の(2)について、例えば、消滅会社が合併の事実が発生した日の直前の決算期を審査基準日とした経営事項審査を受審していない場合、存続会社が合併日等を審査基準日とした経営事項審査(合併時経審)を受審し、その結果通知書を申請書類として求めていました。

このため、合併の事実が発生した日から入札参加資格の認定を受けるまで、一定の期間を要し、また、認定までの期間は新規で入札に参加できませんでした。(下記参照)



### 3 見直し内容

建設業法第17条の2(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)又は第17条の3(相続)に基づき認可を受け、建設業者としての地位を承継した場合、被承継人または被相続人あての経営事項審査結果通知書(合併等の事実が発生した日の直前の決算期を審査基準日としていなくても、審査基準日から1年7か月以内で最新の

もの)を有効とします。

#### 4 申請時期

申請時期は建設業許可の認可日以降とします。ただし、建設業者としての地位を承継する者が認可日時点で未設立の法人の場合は設立日以降の申請とします。

また、入札参加資格認定後、合併時経審等を受審した場合、資格の再審査が可能です(希望する場合)。

申請前の相談等を受け付けますので、詳細は建設業課入札参加資格担当まで御連絡ください。

<問合せ先>

静岡県交通基盤部建設業課 建設業班

TEL:054-221-3059